

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	8	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置の延長（①農業協同組合等関係）		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・適用期限の3年延長 ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 全国を地区とする農業協同組合連合会とその会員たる農業協同組合連合会の合併、農業協同組合と農業協同組合の合併 ・特例措置の内容 適格合併となる共同事業合併の要件は、以下の①から④までとされており、これらを全て満たせば適格合併とされ、資産等の簿価による引継ぎが認められる（原則）。 <ul style="list-style-type: none"> ① 被合併法人と合併法人の各事業が相互に関連 ② 被合併法人の従業者の8割以上が合併法人に従事 ③ (イ) 売上金額、従業者数等の規模がそれぞれ5倍未満 又は (ロ) 被合併法人の役員のいずれかが合併法人の役員となる ④ 被合併法人の事業が合併法人で引き続き営まれること 前述の合併については、上記③の要件を満たさなくても他の要件を全て満たせば、共同事業合併として適格合併と認められることとされている（特例）。 		
関係条文	〔租税特別措置法第68条の2第1項第1号及び第2号〕		
減収見込額	[初年度] - (▲160)	[平年度] - (-)	(単位：百万円)
改正増減収額	-		
要望理由	<p>(1) 政策目的 農業協同組合系統組織の経営基盤を強化するとともに、効率的な組織に再編し、安定的な業務運営を行えるようにすることにより、農業者、特に担い手から見て、農業協同組合等が農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に行える組織になること。</p> <p>(2) 施策の必要性 政府においては、農業を成長産業とし、地方創生の核としていくため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき「需要フロンティアの拡大」、「需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築」、「生産現場の強化」を産業政策の柱とする農政改革を進めるとともに、「農業競争力強化プログラム」を取りまとめ、農業者の所得向上を図るための環境整備に取り組んでいる。</p> <p>こうした政策が成果を挙げるためには、これらの政策面の見直しと併せて農協など経済主体が、政策を活用しながら、自由に経営を展開できる環境を整えていくことが必要不可欠である。</p> <p>特に、農協改革については、地域農協が意欲ある担い手と力を合わせて創意工夫を発揮し、自由な経済活動を行うことにより、農産物の有利販売に全力投球できるようにすることで、農業所得の向上につなげていくことにしている。</p> <p>各々の農協が様々な工夫を凝らし、農業所得の向上に取り組むためには、農協の安定的な経営基盤の構築が不可欠であり、合併は、農協の経営基盤を強化し、安定的な業務運営が可能となるものであることから、農協改革を推進する有力な手段の1つということができる。</p> <p>このため、本制度を延長し、農協等の合併を支援することにより、経営基盤を強化し、農業所得の向上に向けた取組みを積極的に行えるような組織に再編していく必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等</p>
	政策の達成目標	農協等の合併を推進し、農協系統組織及び事業の効率化並びに経営の健全性の確保を図ることを通じて、農業者、特に担い手からみて、農協が農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に行える組織になること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2022年3月31日まで（3年間）
	同上の期間中の達成目標	<p>農協等の合併により農業者への経営支援機能を効率的に発揮できるようにするとの観点から、事業利用等を通じて組合員が負担する組織運営コストである農協の事業管理費を平成28事業年度（16,355億円）対比で削減することを目標とする。</p> <p>また、経営支援機能を安定的に提供していくためには、経営の健全性の確保が欠かせないことから、組合員資本10億円未満農協（平成28事業年度末34農協）の減少、信用事業を行うすべての農協につき自己資本比率8%以上の維持を目標とする。</p>
政策目標の達成状況	<p>着実に農協合併が進展しており、事業管理費も削減され、また、健全性の維持も図られているが、農業を巡る環境が厳しい中で、農協が農業者の支援機能を強化していくためには、一層の経営基盤の強化が求められており、引き続き本措置を講じる必要がある。</p> <p>○総合農協の事業管理費の推移</p> <p>平成13事業年度 20,812億円 平成18事業年度 18,007億円 平成22事業年度 17,138億円 平成25事業年度 16,705億円 平成28事業年度 16,355億円</p> <p>○自己資本比率</p> <p>信用事業を行う農協（661）のほぼ全ての農協で8%以上を維持（平成28事業年度）</p> <p>○組織再編の状況（平成13年4月（制度創設時）～平成30年6月）</p> <p>①12県信連が農林中金と統合 ②30経済連が全農と統合 ③総合農協数（H13.3末：1,347JA→H30.6末：646JA）</p>	
有効性	要望の措置の適用見込み	平成31年度以降3年間で48農協が参加して8件の合併を予定。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>農協系統における自主的な合併の取組が行われており、本措置で後押しすることにより着実な推進が期待できる。</p> <p>なお、本措置は簿価合併とすることにより課税の繰延べを認めるものであり、合併の阻害要因となる課税関係を生じさせないことは合併を円滑に進める上で有効である。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>要望期間中に相当数の合併が見込まれるところであり、合併の前後を通じて農業者に対する支援機能が維持される中で課税関係を生じさせないことは、合併を円滑に進める上で不可欠である。</p> <p>本措置は、一般法人がグループ内の再編や共同事業を行う合併（適格合併）に認められている措置につき、協同組合の特性を踏まえて同様の措置を講じるものであり、また、課税の繰延べを求めるものであることから税制措置によることが妥当である。</p>
ページ	8—2	

税負担軽減措置等の適用実績	(単位：件、百万円)			
	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	被合併組合数	24	13	5
	適用件数	0	1	1
	減税額	-	-	293
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—			
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	農協等の合併等により、農業者が事業利用を通じて負担することとなる農協の事業管理費が削減され組織運営コストの低減が図られている。また、農協等の財務基盤が強化され、信用事業を行うほぼすべての農協で自己資本比率 8%以上が維持されている。			
前回要望時の達成目標	<p>農協等の合併により農業者への経営支援機能を効率的に発揮できるようにするとの観点から、事業利用等を通じて組合員が負担する組織運営コストである農協の事業管理費を平成 28 年度（16,355 億円）対比で削減することを目標とする。</p> <p>また、経営支援機能を安定的に提供していくためには、経営の健全性の確保が欠かせないことから、組合員資本 10 億円未満農協（平成 28 年度末 34 農協）の減少、信用事業を行うすべての農協につき自己資本比率 8%以上の維持を目標とする。</p>			
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>平成 27 年 4 月から平成 30 年 3 月の間、13 件、42 農協が参加して合併が行われ、農協数が 679（平成 27 年度期首：JA 全中会員ベース）から 646（平成 30 年度期首：JA 全中会員ベース）となるとともに、組合員資本 10 億円未満の農協は平成 25 年度末 52 農協から平成 28 年度末 34 農協となり、また、事業管理費についても、平成 25 年度 16,705 億円から平成 28 年度 16,355 億円と減少している。</p> <p>ただし、農業を巡る環境が厳しい中で、農業者を支援する農協等についても一層の効率化が求められており、各県において、本年秋の取りまとめに向け、合併構想の見直し、推進に向けた検討が行われており、引き続き本措置を講じる必要がある。</p>			
これまでの要望経緯	<p>平成 13 年新設要望 平成 15 年拡充要望（適格要件の緩和） 平成 16 年延長要望（以降、3 年毎に延長要望） 平成 28 年延長要望</p>			
ページ	8—3			